

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成27年
12月4日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)……………一
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)……………二
 - 自然公園法第九条第二項の規定による公園事業の決定(自然保護課)……………四
 - 保安林予定森林(森林整備課)……………四
 - 道路の区域の変更(道路整備課)……………五
 - 土砂災害警戒区域の指定の解除(砂防課)……………五
 - 土砂災害警戒区域の指定(砂防課)……………六
 - 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)……………七
 - 公告
 - 公共測量の実施(監理課)……………九
 - 指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定の実施(建築指導課)……………九
 - 教委規則
 - 学校運営協議会の設置等に関する規則……………九



山口県告示第四百三十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十七年十二月四日から同月二十四日までの

間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十七年十二月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 株式会社トクヤマ
住 所 周南市御影町一番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 株式会社トクヤマ徳山製造所東工場
所 在 地 周南市晴海町一番一号
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 (N ^m /時)	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日	使 用 時 間 間 隔
五三一〇	〇・〇六	平成二七、 一、二、二五	平成二七、 一、二、三〇	平成二七、 一、二、三〇	連 続 八 時 間 変 動 な し

備考 「五三一〇」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第五十三号のガラス又はガラス製品の製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種類	汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	通常	最大	
五三一口	二	一〇	〇・〇一
水素イオン濃度 (水素指数)	二・五	一〇	〇・〇二
化学的酸素要求量 (mg/l)	五	一〇	〇・〇三
浮遊物質 (mg/l)	五〇〇	一、〇〇〇	〇・〇五
窒素 (mg/l)	一	二	〇・〇五
リン (mg/l)	〇・〇三	〇・〇五	〇・〇二

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

No. 2 排水口	No. 1 排水口	排出水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m ³)
		通常	最大	
〃	七	二・五	三・八	二、四三〇
〃	九、六	一〇	〇・三	四、一八五
		五	三	
		三・九	四・九	
		一〇	五	
		〇・三	二・二	
		〇・六	二・一	
		〇・二	〇・四	
		〇・二	〇・二	
		一	五	
		四七二、七七四	六五五、八〇二	

山口県告示第四百三十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十七年十二月四日から同月二十四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十七年十二月四日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 株式会社トクヤマ
住所 周南市御影町一番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名称 株式会社トクヤマ徳山製造所東工場

所在地 周南市晴海町一番一号

三 特定施設の種類の

水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設

四 変更しようとする事項の内容
特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	項目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	変更前	変更後		
七四	七	九、六	二〇・三	四〇、四九〇
	七	九、六	二〇・三	五五、四七五
七四	七	九、六	二〇・三	四〇、七七四
	七	九、六	二〇・三	五五、八〇二

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	変更前	変更後		
沈 殿 池	七	九、六	二〇・三	四〇、七七四
	七	九、六	二〇・三	五五、八〇二
ふっ素処理施設	八、五	九、八	二〇・三	二七五
	八、五	九、八	二〇・三	二八九
種 類	一	一、八	二〇・三	二七五
	一	一、八	二〇・三	三三九

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

排 水 口	項目		排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値	排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	通常	最大		
水素イオン濃度 (水素指数)	七	九、六	二〇・三	四〇、七七四
	七	九、六	二〇・三	五五、八〇二
化学的酸素要求量 (mg/l)	三・一	三・二	二〇・三	四〇、七七四
	三・一	三・二	二〇・三	五五、八〇二
浮遊物質量 (mg/l)	三	三	二〇・三	四〇、七七四
	三	三	二〇・三	五五、八〇二
窒素 (mg/l)	五、一〇〇	五、一〇〇	二〇・三	四〇、七七四
	五、一〇〇	五、一〇〇	二〇・三	五五、八〇二
燐 (mg/l)	〇・〇三	〇・〇三	二〇・三	四〇、七七四
	〇・〇三	〇・〇三	二〇・三	五五、八〇二
ふっ素 (mg/l)	〇・〇五	〇・〇五	二〇・三	四〇、七七四
	〇・〇五	〇・〇五	二〇・三	五五、八〇二

No. 2 排水口		No. 1 排水口	
変更後	変更前	変更後	変更前
〃	〃	〃	七
〃	〃	〃	九、六
〃	二・五	〃	三・九
〃	三・八	〃	四・九
〃	五	〃	三
〃	一〇	〃	五
〃	〇・三	〃	一・三
〃	〇・六	〃	二・一
〃	〇・二	〃	〇・〇四
〃	〇・二三	〃	〇・一三
〃	一	〃	五
〃	二、四三〇	〃	四七二、四九〇
〃	四、一八五	〃	四七二、七七四
		〃	六五五、八〇二
		〃	六五五、四七五

山口県告示第四百三十五号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第九条第二項の規定により、北長門海岸国定公園に関する公園事業の一部を決定した。

その概要は、次のとおりである。
事業の位置を表示した図面は、山口県環境生活部自然保護課、山口県萩農林事務所及び萩市商工観光部観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十二月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

北長門海岸 国定公園	公園名	ホルンフェ ルス歩道事 業	事業名	萩市大字須佐（ホルンフェルス）	位 置	防 護 柵 一七〇メートル	規 模
---------------	-----	---------------------	-----	-----------------	-----	------------------	-----

山口県告示第四百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十七年十二月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 保安林予定森林の所在場所
下関市豊田町大字地吉字かじヶ迫四六八の三三、四六八の五五、字畑山九二九の四七から九二九の五〇まで

長門市真木字上ノ河内上南平一九一の八、字上ノ河内上北平二三二の一
美祢市西厚保町原字椎原二一六六

二 指定の目的
水源の涵養

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

下関市豊田町大字地吉字畑山九二九の四七から九二九の五〇まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

美祢市西厚保町原字椎原二一六六（次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一 保安林予定森林の所在場所

- 萩市大字弥富下字古森七五六から七六〇まで、七八一、二四〇一から二四〇三まで、字上檜ヶ浴七八四、二四八三、二四八四、字下檜ヶ浴八〇九から八二二まで、八一四、八一六、字寺田二三八九、二三九〇、二三九二から二三九四まで、二三九六から二四〇〇まで、字下本浴二四二二、二四二四から二四二七まで、二四二九、字檜ヶ浴二四六九から二四七一まで、二四七八、二四七九、二四八〇の一、二四八〇の二、二四八一、二四八二、字下仏ヶ埜二四八八、二四八九、字平島二五一三から二五三二

まで、二五二四から二五二六まで、字芋尻二五四三、二五四四、二五四七

岩国市周東町祖生字鳴滝二五七一の三〇、五三四一、字地獄谷三五四五の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

萩市大字弥富下字上榎ヶ浴七八四・字下本浴二四二四・二四二七・二四二九・

字榎ヶ浴二四七一・二四七八・二四七九・二四八〇の一・二四八〇の二・二四八

一・二四八二・字平島二五二〇・二五二一(以上二三筆について次の図に示す部
分に限る。)

岩国市周東町祖生字鳴滝五三四一・字地獄谷三五四五の二(以上二筆について
次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水
産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。()

山口県告示第四百三十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道
路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十七年十二月四日から一月間山口県土木建築部道路整備課に
おいて一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道

路線名 山口宇部線

道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山口市小郡上郷字市井手二二八の 一地先から 同市小郡上郷字丸山二二六一の二四 地先まで	最 狭 三 八 ・ 〇〇	最 狭 一 三 ・ 〇〇	一 一	二 〇〇 ・ 〇	

山口県告示第四百三十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律
第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成
二十一年山口県告示第四百四十九号)により指定された区域についての指定を次のと
り解除する。

平成二十七年十二月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

- 宇田(一) 宇田(二) 宇田(三) 宇田(四) 宇田(五) 宇田(六) 宇田(七) 宇田(八)
- 宇田(九) 宇田(一〇) 宇田(一一) 宇田(一二) 宇田(一三) 宇田(一四) 宇田(一五)
- 宇田(一六) 宇田(一七) 宇田(一八) 宇田(一九) 宇田(二〇) 宇田(二一) 宇田(二二) 宇田(二三)
- 宇田(二四) 宇田(二五) 宇田(二六) 宇田(二七) 宇田(二八) 宇田(二九) 宇田(三〇) 宇田(三一)
- 宇田(三二) 宇田(三三) 宇田(三四) 宇田(三五) 宇田(三六) 宇田(三七) 宇田(三八) 宇田(三九)
- 宇田(四〇) 惣郷(一) 惣郷(二) 惣郷(三) 惣郷(四) 惣郷(五) 惣郷(六)
- 惣郷(七) 惣郷(八) 惣郷(九) 惣郷(一〇) 惣郷(一一) 惣郷(一二) 惣郷(一三) 惣郷(一四)
- 惣郷(一五) 惣郷(一六) 惣郷(一七) 惣郷(一八) 惣郷(一九) 惣郷(二〇) 惣郷(二一) 惣郷(二二)
- 惣郷(二三) 惣郷(二四) 惣郷(二五) 惣郷(二六) 惣郷(二七) 惣郷(二八) 惣郷(二九) 惣郷(三〇)
- 惣郷(三一) 惣郷(三二) 惣郷(三三) 惣郷(三四) 惣郷(三五) 惣郷(三六) 惣郷(三七) 惣郷(三八)
- 惣郷(三九) 惣郷(四〇) 惣郷(四一) 惣郷(四二) 惣郷(四三) 惣郷(四四) 惣郷(四五) 惣郷(四六)
- 惣郷(四七) 惣郷(四八) 惣郷(四九) 惣郷(五〇) 惣郷(五一) 宇生賀(一) 宇生賀(二) 宇生賀(三) 宇生賀(四)
- 宇生賀(五) 宇生賀(六) 宇生賀(七) 宇生賀(八) 宇生賀(九) 宇生賀(一〇) 宇生賀(一一) 宇生賀(一二)
- 宇生賀(一三) 宇生賀(一四) 宇生賀(一五) 宇生賀(一六) 宇生賀(一七) 宇生賀(一八) 宇生賀(一九) 宇生賀(二〇)
- 宇生賀(二一) 宇生賀(二二) 宇生賀(二三) 宇生賀(二四) 宇生賀(二五) 宇生賀(二六) 宇生賀(二七) 宇生賀(二八)
- 宇生賀(二九) 宇生賀(三〇) 宇生賀(三一) 宇生賀(三二) 宇生賀(三三) 宇生賀(三四) 宇生賀(三五) 宇生賀(三六)
- 宇生賀(三七) 宇生賀(三八) 宇生賀(三九) 宇生賀(四〇) 宇生賀(四一) 宇生賀(四二) 宇生賀(四三) 宇生賀(四四)
- 宇生賀(四五) 宇生賀(四六) 宇生賀(四七) 宇生賀(四八) 宇生賀(四九) 宇生賀(五〇) 宇生賀(五一) 宇生賀(五二)
- 宇生賀(五三) 宇生賀(五四) 宇生賀(五五) 宇生賀(五六) 宇生賀(五七) 宇生賀(五八) 宇生賀(五九) 宇生賀(六〇)

- (5)、宇生賀(一)(6)、宇生賀(一)(7)、宇生賀(一)(8)、宇生賀(一)(9)、宇生賀(一)(10)、宇生賀(一)(11)、宇生賀(一)(12)、宇生賀(一)(13)、宇生賀(一)(14)、宇生賀(一)(15)、宇生賀(一)(16)、宇生賀(一)(17)、宇生賀(一)(18)、宇生賀(一)(19)、宇生賀(一)(20)、宇生賀(一)(21)、宇生賀(一)(22)、宇生賀(一)(23)、宇生賀(一)(24)、宇生賀(一)(25)、宇生賀(一)(26)、宇生賀(一)(27)、宇生賀(一)(28)、宇生賀(一)(29)、宇生賀(一)(30)、宇生賀(一)(31)、宇生賀(一)(32)、宇生賀(一)(33)、宇生賀(一)(34)、宇生賀(一)(35)、宇生賀(一)(36)、宇生賀(一)(37)、福田上(一)(1)、福田上(一)(2)、福田上(一)(3)、福田上(一)(4)、福田上(一)(5)、福田上(一)(6)、福田上(一)(7)、福田上(一)(8)、福田上(一)(9)、福田上(一)(10)、福田上(一)(11)、福田上(一)(12)、福田上(一)(13)、福田上(一)(14)、福田上(一)(15)、福田上(一)(16)、福田上(一)(17)、福田上(一)(18)、福田上(一)(19)、福田上(一)(20)、福田上(一)(21)、福田上(一)(22)、福田上(一)(23)、福田上(一)(24)、福田上(一)(25)、福田上(一)(26)、福田上(一)(27)、福田上(一)(28)、福田上(一)(29)、福田上(一)(30)、福田上(一)(31)、福田上(一)(32)、福田上(一)(33)、福田上(一)(34)、福田上(一)(35)、福田上(一)(36)、福田上(一)(37)、福田下(一)(1)、福田下(一)(2)、福田下(一)(3)、福田下(一)(4)、福田下(一)(5)、福田下(一)(6)、福田下(一)(7)、福田下(一)(8)、福田下(一)(9)、福田下(一)(10)、福田下(一)(11)、福田下(一)(12)、福田下(一)(13)、福田下(一)(14)、福田下(一)(15)、福田下(一)(16)、福田下(一)(17)、福田下(一)(18)、福田下(一)(19)、福田下(一)(20)、福田下(一)(21)、福田下(一)(22)、福田下(一)(23)、福田下(一)(24)、福田下(一)(25)、福田下(一)(26)、福田下(一)(27)、福田下(一)(28)、福田下(一)(29)、福田下(一)(30)、福田下(一)(31)、福田下(一)(32)、福田下(一)(33)、福田下(一)(34)、福田下(一)(35)、福田下(一)(36)、福田下(一)(37)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

() 「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び阿武町施設課に備え置いて縦覧に供する。()

一 解除に係る区域の名称

- 宇田(一)(1)、宇田(一)(2)、宇田(一)(3)、宇田(一)(4)、宇田(一)(5)、宇田(一)(6)、宇田(一)(7)、宇田(一)(8)、宇田(一)(9)、宇田(一)(10)、宇田(一)(11)、宇田(一)(12)、宇田(一)(13)、宇田(一)(14)、宇田(一)(15)、宇田(一)(16)、宇田(一)(17)、宇田(一)(18)、宇田(一)(19)、宇田(一)(20)、惣郷(一)(1)、惣郷(一)(2)、惣郷(一)(3)、惣郷(一)(4)、惣郷(一)(5)、惣郷(一)(6)、惣郷(一)(7)、惣郷(一)(8)、惣郷(一)(9)、惣郷(一)(10)、惣郷(一)(11)、木与(一)(1)、木与(一)(2)、木与(一)(3)、木与(一)(4)、木与(一)(5)、木与(一)(6)、奈古(一)(1)、奈古(一)(2)、奈古(一)(3)、奈古(一)(4)、奈古(一)(5)、奈古(一)(6)、奈古(一)(7)、奈古(一)(8)、奈古(一)(9)、奈古(一)(10)、奈古(一)(11)、奈古(一)(12)、奈古(一)(13)、奈古(一)(14)、奈古(一)(15)、奈古(一)(16)、奈古(一)(17)、奈古(一)(18)、奈古(一)(19)、奈古(一)(20)、奈古(一)(21)、奈古(一)(22)、奈古(一)(23)、奈古(一)(24)、奈古(一)(25)、奈古(一)(26)、奈古(一)(27)、奈古(一)(28)、奈古(一)(29)、奈古(一)(30)、奈古(一)(31)、奈古(一)(32)、奈古(一)(33)、奈古(一)(34)、奈古(一)(35)、奈古(一)(36)、奈古(一)(37)、奈古(一)(38)、奈古(一)(39)、宇生賀(一)(1)、宇生賀(一)(2)、宇生賀(一)(3)、宇生賀(一)(4)、宇生賀(一)(5)、宇生賀(一)(6)、宇生賀(一)(7)、宇生賀(一)(8)、宇生賀(一)(9)、宇生賀(一)(10)、宇生賀(一)(11)、宇生賀(一)(12)、宇生賀(一)(13)、宇生賀(一)(14)、宇生賀(一)(15)、宇生賀(一)(16)、宇生賀(一)(17)、宇生賀(一)(18)、宇生賀(一)(19)、宇生賀(一)(20)、宇生賀(一)(21)、宇生賀(一)(22)、宇生賀(一)(23)、宇生賀(一)(24)、宇生賀(一)(25)、宇生賀(一)(26)、宇生賀(一)(27)、宇生賀(一)(28)、宇生賀(一)(29)、宇生賀(一)(30)、宇生賀(一)(31)、宇生賀(一)(32)、宇生賀(一)(33)、宇生賀(一)(34)、宇生賀(一)(35)、宇生賀(一)(36)、宇生賀(一)(37)、宇生賀(一)(38)、宇生賀(一)(39)

- (一)(7)、宇生賀(一)(8)、宇生賀(一)(9)、宇生賀(一)(10)、宇生賀(一)(11)、宇生賀(一)(12)、宇生賀(一)(13)、宇生賀(一)(14)、宇生賀(一)(15)、宇生賀(一)(16)、宇生賀(一)(17)、宇生賀(一)(18)、宇生賀(一)(19)、宇生賀(一)(20)、宇生賀(一)(21)、宇生賀(一)(22)、宇生賀(一)(23)、福田上(一)(1)、福田上(一)(2)、福田上(一)(3)、福田上(一)(4)、福田上(一)(5)、福田上(一)(6)、福田上(一)(7)、福田上(一)(8)、福田上(一)(9)、福田上(一)(10)、福田上(一)(11)、福田上(一)(12)、福田上(一)(13)、福田上(一)(14)、福田上(一)(15)、福田上(一)(16)、福田上(一)(17)、福田上(一)(18)、福田上(一)(19)、福田上(一)(20)、福田上(一)(21)、福田上(一)(22)、福田上(一)(23)、福田上(一)(24)、福田上(一)(25)、福田上(一)(26)、福田上(一)(27)、福田上(一)(28)、福田上(一)(29)、福田上(一)(30)、福田上(一)(31)、福田上(一)(32)、福田上(一)(33)、福田上(一)(34)、福田上(一)(35)、福田上(一)(36)、福田上(一)(37)、福田上(一)(38)、福田上(一)(39)、福田下(一)(1)、福田下(一)(2)、福田下(一)(3)、福田下(一)(4)、福田下(一)(5)、福田下(一)(6)、福田下(一)(7)、福田下(一)(8)、福田下(一)(9)、福田下(一)(10)、福田下(一)(11)、福田下(一)(12)、福田下(一)(13)、福田下(一)(14)、福田下(一)(15)、福田下(一)(16)、福田下(一)(17)、福田下(一)(18)、福田下(一)(19)、福田下(一)(20)、福田下(一)(21)、福田下(一)(22)、福田下(一)(23)、福田下(一)(24)、福田下(一)(25)、福田下(一)(26)、福田下(一)(27)、福田下(一)(28)、福田下(一)(29)、福田下(一)(30)、福田下(一)(31)、福田下(一)(32)、福田下(一)(33)、福田下(一)(34)、福田下(一)(35)、福田下(一)(36)、福田下(一)(37)、福田下(一)(38)、福田下(一)(39)

二 解除に係る区域の範囲

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

() 「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び阿武町施設課に備え置いて縦覧に供する。()

山口県告示第四百三十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十七年十二月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称

- 宇田(一)(1)、宇田(一)(2)、宇田(一)(3)、宇田(一)(4)、宇田(一)(5)、宇田(一)(6)、宇田(一)(7)、宇田(一)(8)、宇田(一)(9)、宇田(一)(10)、宇田(一)(11)、宇田(一)(12)、宇田(一)(13)、宇田(一)(14)、宇田(一)(15)、宇田(一)(16)、宇田(一)(17)、宇田(一)(18)、宇田(一)(19)、宇田(一)(20)、宇田(一)(21)、宇田(一)(22)、宇田(一)(23)、宇田(一)(24)、宇田(一)(25)、宇田(一)(26)、宇田(一)(27)、宇田(一)(28)、宇田(一)(29)、宇田(一)(30)、宇田(一)(31)、宇田(一)(32)、宇田(一)(33)、宇田(一)(34)、宇田(一)(35)、宇田(一)(36)、宇田(一)(37)、宇田(一)(38)、宇田(一)(39)、惣郷(一)(1)、惣郷(一)(2)、惣郷(一)(3)、惣郷(一)(4)、惣郷(一)(5)、惣郷(一)(6)、惣郷(一)(7)、惣郷(一)(8)、惣郷(一)(9)、惣郷(一)(10)、惣郷(一)(11)、惣郷(一)(12)、惣郷(一)(13)、惣郷(一)(14)、惣郷(一)(15)、惣郷(一)(16)、惣郷(一)(17)、惣郷(一)(18)、惣郷(一)(19)、惣郷(一)(20)、惣郷(一)(21)、惣郷(一)(22)、惣郷(一)(23)、惣郷(一)(24)、惣郷(一)(25)、惣郷(一)(26)、惣郷(一)(27)、惣郷(一)(28)、惣郷(一)(29)、惣郷(一)(30)、惣郷(一)(31)、惣郷(一)(32)、惣郷(一)(33)、惣郷(一)(34)、惣郷(一)(35)、惣郷(一)(36)、惣郷(一)(37)、惣郷(一)(38)、惣郷(一)(39)

- (14) 惣郷(一)15、惣郷(一)16、惣郷(一)17、惣郷(一)18、惣郷(一)19、惣郷(一)20、惣郷(一)21、惣郷(一)22、惣郷(一)23、木与(一)1、木与(一)2、木与(一)3、木与(一)4、木与(一)5、木与(一)6、木与(一)7、木与(一)8、奈古(一)1、奈古(一)2、奈古(一)3、奈古(一)4、奈古(一)5、奈古(一)6、奈古(一)7、奈古(一)8、奈古(一)9、奈古(一)10、奈古(一)11、奈古(一)12、奈古(一)13、奈古(一)14、奈古(一)15、奈古(一)16、奈古(一)17、奈古(一)18、奈古(一)19、奈古(一)20、奈古(一)21、奈古(一)22、奈古(一)23、奈古(一)24、奈古(一)25、奈古(一)26、奈古(一)27、奈古(一)28、奈古(一)29、奈古(一)30、奈古(一)31、奈古(一)32、奈古(一)33、奈古(一)34、奈古(一)35、奈古(一)36、奈古(一)37、奈古(一)38、奈古(一)39、奈古(一)40、奈古(一)41、奈古(一)42、奈古(一)43、奈古(一)44、奈古(一)45、奈古(一)46、奈古(一)47、奈古(一)48、奈古(一)49、奈古(一)50、奈古(一)51、奈古(一)53、奈古(一)54、宇生賀(一)1、宇生賀(一)2、宇生賀(一)3、宇生賀(一)4、宇生賀(一)5、宇生賀(一)6、宇生賀(一)7、宇生賀(一)8、宇生賀(一)9、宇生賀(一)10、宇生賀(一)11、宇生賀(一)12、宇生賀(一)13、宇生賀(一)14、宇生賀(一)15、宇生賀(一)16、宇生賀(一)17、宇生賀(一)18、宇生賀(一)19、宇生賀(一)20、宇生賀(一)21、宇生賀(一)22、宇生賀(一)23、宇生賀(一)24、宇生賀(一)25、宇生賀(一)26、宇生賀(一)27、宇生賀(一)28、宇生賀(一)29、宇生賀(一)30、宇生賀(一)31、宇生賀(一)32、宇生賀(一)33、宇生賀(一)34、宇生賀(一)35、宇生賀(一)36、宇生賀(一)37、宇生賀(一)38、宇生賀(一)39、福田上(一)1、福田上(一)2、福田上(一)3、福田上(一)4、福田上(一)5、福田上(一)6、福田上(一)7、福田上(一)8、福田上(一)9、福田上(一)10、福田上(一)11、福田上(一)12、福田上(一)13、福田上(一)14、福田上(一)15、福田上(一)16、福田上(一)17、福田上(一)18、福田下(一)1、福田下(一)2、福田下(一)3、福田下(一)4、福田下(一)5、福田下(一)6、福田下(一)7、福田下(一)8、福田下(一)9、福田下(一)10、福田下(一)11、福田下(一)12、福田下(一)13、福田下(一)14、福田下(一)15、福田下(一)16、福田下(一)17、福田下(一)18、福田下(一)19、福田下(一)20、福田下(一)21、福田下(一)22、福田下(一)23、福田下(一)24、福田下(一)25、福田下(一)26、福田下(一)27、福田下(一)28、福田下(一)29、福田下(一)30、福田下(一)31、福田下(一)32、福田下(一)33、福田下(一)34、福田下(一)35、福田下(一)36、福田下(一)37、福田下(一)38、福田下(一)39

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び阿武町施設課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

山口県告示第四百四十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定

- 宇田(二)1、宇田(二)2、宇田(二)3、宇田(二)4、宇田(二)5、宇田(二)6、宇田(二)7、宇田(二)8、宇田(二)9、宇田(二)10、宇田(二)11、宇田(二)12、宇田(二)13、宇田(二)14、宇田(二)15、宇田(二)16、宇田(二)17、宇田(二)18、宇田(二)19、宇田(二)20、惣郷(二)1、惣郷(二)2、惣郷(二)3、惣郷(二)4、惣郷(二)5、惣郷(二)6、惣郷(二)7、惣郷(二)8、惣郷(二)9、惣郷(二)10、惣郷(二)11、惣郷(二)12、木与(二)1、木与(二)2、木与(二)3、木与(二)4、木与(二)5、木与(二)6、奈古(二)1、奈古(二)2、奈古(二)3、奈古(二)4、奈古(二)5、奈古(二)6、奈古(二)7、奈古(二)8、奈古(二)9、奈古(二)10、奈古(二)11、奈古(二)12、奈古(二)13、奈古(二)14、奈古(二)15、奈古(二)16、奈古(二)17、奈古(二)18、奈古(二)19、奈古(二)20、奈古(二)21、奈古(二)22、奈古(二)23、奈古(二)24、奈古(二)25、奈古(二)26、奈古(二)27、奈古(二)28、奈古(二)29、奈古(二)30、奈古(二)31、奈古(二)32、奈古(二)33、奈古(二)34、奈古(二)36、奈古(二)37、奈古(二)38、奈古(二)39、宇生賀(二)1、宇生賀(二)2、宇生賀(二)3、宇生賀(二)4、宇生賀(二)5、宇生賀(二)6、宇生賀(二)7、宇生賀(二)8、宇生賀(二)9、宇生賀(二)10、宇生賀(二)11、宇生賀(二)12、宇生賀(二)13、宇生賀(二)14、宇生賀(二)15、宇生賀(二)16、宇生賀(二)17、宇生賀(二)18、宇生賀(二)19、宇生賀(二)20、宇生賀(二)21、宇生賀(二)22、宇生賀(二)23、福田上(二)1、福田上(二)2、福田上(二)3、福田上(二)4、福田上(二)5、福田上(二)6、福田上(二)7、福田上(二)8、福田上(二)9、福田上(二)10、福田上(二)11、福田上(二)12、福田上(二)13、福田上(二)14、福田上(二)15、福田下(二)1、福田下(二)2、福田下(二)3、福田下(二)4、福田下(二)5、福田下(二)6、福田下(二)7、福田下(二)8、福田下(二)9、福田下(二)10、福田下(二)11、福田下(二)12、福田下(二)13、福田下(二)14、福田下(二)15、福田下(二)16、福田下(二)17、福田下(二)18、福田下(二)19、福田下(二)20、福田下(二)21、福田下(二)22、福田下(二)23、福田下(二)24、福田下(二)25、福田下(二)26、福田下(二)27、福田下(二)28、福田下(二)29、福田下(二)30、福田下(二)31、福田下(二)32、福田下(二)33、福田下(二)34、福田下(二)35、福田下(二)36、福田下(二)37、福田下(二)38、福田下(二)39

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び阿武町施設課に備え置いて縦覧に供する。)

福田下(二)28、福田下(二)29、福田下(二)30、福田下(二)31、福田下(二)32、福田下(二)33、福田下(二)34、福田下(二)35、福田下(二)36、福田下(二)37、福田下(二)38、福田下(二)39

二 区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び阿武町施設課に備え置いて縦覧に供する。)



(三五二) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、山口県地方務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十七年十二月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類
公共測量(基準点測量)

二 作業の地域
周南市大字徳山

三 作業の期間
平成二十七年十一月十九日から平成二十八年三月三十一日まで

(三五三) 指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定の実施

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第十八条の二第一項の規定により、指定構造計算適合性判定機関に次のとおり構造計算適合性判定を行わせることとしました。

平成二十七年十二月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
ビューローベリタスジャパン株式会社 横浜市中区山下町一番地

二 業務区域
山口県全域

三 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
東京都千代田区神田駿河台二丁目八番
横浜市西区高島二丁目一九番一二号

四 行わせることとした構造計算適合性判定の業務
次のいずれかに該当する建築物に係る判定

(一) 延べ面積が三、〇〇〇平方メートルを超える建築物(二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合において、当該建築物の部分。)

(二) 建築基準法施行令第八十一条第二項第一号口の基準による構造計算等を行った建築物

(三) その他知事が必要と認めるもの

五 業務の開始の日

平成二十七年十二月一日



学校運営協議会の設置等に関する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月四日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第十七号

学校運営協議会の設置等に関する規則

(設置)

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)以下「法」という。(第四十七条の五第一項の規定に基づき、山口県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が同項の規定により指定する学校ごとに、学校運営協議

会(以下「協議会」という。)を置く。
(指定)

第二条 法第四十七条の五第一項の規定による指定(以下この条から第五条までにおいて「指定」という。)は、保護者、地域住民その他の関係者の学校運営への参画を促進し、及びこれらの者の間の連携の強化を図ることにより、学校運営の改善並びに生徒、児童及び幼児の健全な育成を行うことができると思われる学校について行うものとする。

2 指定を受けようとする学校の校長は、申請書を教育委員会に提出しなければならない。

3 指定の期間は、三年とする。

(組織)

第三条 協議会は、委員十五人以内で組織する。

2 法第四十七条の五第二項の任命は、指定を受けた学校の校長が推薦した者のうちから行うものとする。

(任期)

第四条 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、委員は、その所属する協議会に係る学校の指定の期間が満了したとき又は指定が取り消されたときは、解任されるものとする。

(解任)

第五条 教育委員会は、委員が、その職務の遂行に支障があるとき、その職務を怠ったとき又は委員たるにふさわしくない非行があつたときは、これを解任することができる。

2 指定を受けた学校の校長は、委員について前項に該当すると思料するときは、直ちにその旨を教育委員会に報告しなければならない。

(会長及び副会長)

第六条 協議会に、会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第七条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が当該協議会に係る学校の校長と協議の上、招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。

(秘密保持義務)

第八条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議の公開)

第九条 会議は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 委員の任用に関する事項を議事とする場合

二 前号に掲げるもののほか、協議会が会議を公開すべきでないとする場合

2 会議を傍聴しようとする者は、その旨を会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、傍聴に当たっては、静粛を旨とし、議事を妨害してはならない。

(法第四十七条の五第三項の教育委員会規則で定める事項)

第十条 法第四十七条の五第三項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 経営計画に関する事項

二 組織編制に関する事項

三 予算の編成及び執行に関する事項

四 運営の状況についての評価に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、学校運営について教育委員会が必要と認める事項

(意見の聴取)

第十一条 協議会は、法第四十七条の五第四項又は第五項の規定により教育委員会に対して意見を述べようとするときは、あらかじめ、当該協議会に係る学校の校長の意見を聴くものとする。

(情報の提供等)

第十二条 教育委員会は、協議会に対し、その運営について必要な情報の提供又は指導及び助言を行うものとする。

(指定の取消しの通知)

第十三条 教育委員会は、法第四十七条の五第七項の規定により指定を取り消したときは、速やかに、理由を付してその旨を書面により当該指定の取消しを受けた学校に通知しなければならない。

(委任)

第十四条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十七年十二月四日印刷

発行人所

山口県知事庁